

富山県民小劇場 利用料金表

(単位：円、消費税含む)

視聴覚機器 映写設備及び	16ミリ映写機 (スクリーン付)		1式	3,450
	スクリーン		1張	880
	プロジェクター (スクリーン及びビデオ・DVD・BDレコーダー付)		1式	2,980
	ビデオテープ・DVD・BDレコーダー		1台	2,200
	デジタル配信設備セット (カメラ1台付)		1式	2,580
	デジタル配信設備セット (カメラ2台付)		1式	3,600
	スクリーン (移動式)		1張	770
	スライド映写機 (スクリーン付)		1式	1,660
照明設備	Aセット	サスペンションライト(32キロワットまで) Horizontallight	1式	5,060
	Bセット	サスペンションライト(16キロワットまで) Horizontallight	1式	2,540
	アッパーホリゾンライト		1列	1,000
	ローアホリゾンライト		1列	1,000
	クセノンピンスポットライト		1台	1,100
	スポットライト		1台	560
	特殊効果マシン (ディスク、ダブル、スライドキャリア、LEDカラーチェンジャー)		1台	1,660
	ミラーボール		1台	1,440
	スモークマシン		1台	1,660
	ストロボマシン		1台	1,100
	サスペンションライト (8キロワットまで)		1列	1,320
音響設備	拡声装置(マイク1本付)		1式	2,760
	ダイナミックマイクロフォン		1本	730
	コンデンサーマイクロフォン		1本	1,050
	ワイヤレスマイクロフォン		1チャンネル	1,570
	レコードプレーヤー		1台	1,660
	テープレコーダー		1台	1,660
	CD・MDレコーダー		1台	1,660
	拡声装置 (マイク付・会議室用)		1台	2,540
その他	シャワー室		1室	560

備考

- 1 特別に電気又は水を使用した場合の附属設備利用料金は、それぞれこれらの実費相当額です。
- 2 この表に掲げる金額は、利用時間4時間についての額とし、利用時間4時間未満の端数は4時間として計算します。
- 3 附属設備の利用料金は、附属設備を利用した1日ごとに算定するものとし、利用時間が12時間を超える場合は、利用時間を12時間として算定します。

その他の利用料金の減額等

- 1 県が定めた富山県民会館等利用料金の減免基準は従来と同様に取扱います。但し、割引きと重複して適用しません。
- 2 利用承認申請日の違いによって利用料金が不平等とならないように取扱います。
- 3 利用時間1時間未満の端数で30分以上は、1時間として計算します。
- 4 利用日前日までに利用時間の短縮を申し出たときは、利用料金を減額します。
- 5 富山県民小劇場の指定管理者が、「富山県民小劇場の管理に関する協定書」に基づき実施する事業で利用する場合は、県共催料金とします。